

令和4年9月定例会議事録

令和4年
第9回羽島市農業委員会議事録

羽島市農業委員会

1. 開催日時 令和4年9月6日(火) 午後2時30分～午後3時30分

2. 開催場所 羽島市役所3階 301・302会議室

3. 出席農業委員(15名)

1番	西川	ひとみ	2番	田中	敏信	3番	伊藤	克巳
4番	石原	晃	5番	大井	幸男	6番	花村	直良
7番	森川	朝子	8番	加藤	芳正	9番	時田	昌子
11番	浅野	喜代子	12番	服部	春彦	13番	佐藤	文恵
14番	宮田	圭	15番	大曾根	佳明	16番	岩田	悟

4. 欠席委員(1名)

10番 山田 倉造

5. 議事日程

第1 議事録署名者の指名について

第2 議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第4 議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第5 議案第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

第6 報告第22号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第7 報告第23号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第8 報告第24号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

6. 農業委員会事務局職員及び関係職員

産業振興部長 加藤 光彦 農政課主幹 山田 哲生

事務局長 柴田 泰宏 局長補佐 足立 光輝 農地係長 片山 真理子

7. 会議の概要

- 事務局長 「先月、開催を予定しておりました「令和4年第8回羽島市農業委員会」につきましては、事務局内において新型コロナウイルス感染症陽性者が急増したことにより、会長と協議の上、急遽中止とさせていただきます。第8回の審議予定分につきましても本日の議案とさせていただきますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 本日の出席委員は16名中15名で、在任する委員の過半数に達しておりますので総会は成立しております。
- それでは、羽島市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を岩田会長にお願いいたします。」

- 議長 委員各位に委員会への出席のお礼を述べ、第9回羽島市農業委員会の開会を宣言する。
-

第1 議事録署名者の指名について

- 議長 本日の議事録署名者を指名にて決定する旨を告げ、9番委員及び11番委員を指名する。
-

第2 議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

- 議長 「議案第29号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について」、番号17番、18番を議題といたします。事務局より説明願います。」
- 局長補佐 「番号17番は、農地の贈与で、申請地は〇〇〇〇、面積は257㎡、〇〇〇〇、459㎡、農用地区域内の農地が2筆です。譲渡人である〇〇〇〇は手間不足の理由から〇〇〇〇に贈与したいとの申請です。
- 譲受人は、経営面積が73.9アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。
- また、申請地は自宅から約500m以内の場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該

当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

続きまして、番号18番は、売買です。〇〇〇〇、面積は991㎡で、農用地区域内の農地が1筆です。

譲渡人である〇〇〇〇は生活資金充当の理由から〇〇〇〇に売却したいとの申請です。

一方、譲受人である〇〇〇〇は、経営面積が5,454.5アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。

申請地は自宅から600mの場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上2件につきまして、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はありませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第29号、番号17番及び18番について、許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第29号、番号17番及び18番について、許可決定いたします。」

第3 議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 「議案第30号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の内、番号5番及び番号6番を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号5番、6番については関連する案件のため、まとめて説明させていただきます。本日お配りしました資料と合わせて説明します。申請者は、平成28年8月に所有する農地に営農型太陽光発電設備を設置し、パネル下部の農地でサカキの栽培をする計画で3年以内の一

時転用の許可を得ました。3年後の令和元年に2度目の一時転用の再許可、さらに3年経過した今年に再許可を得るために一時転用の許可申請をされました。

No.5. 6と書かれた地図をご覧ください。

申請地は〇〇〇〇に位置し、いずれも農業振興地域内の農用地区域内の農地です。

営農型太陽光発電施設の一時転用を許可するためには、パネルの下部の農地で適切に営農していること、栽培する作物が地域の平均的な単収と比較して2割減少しないことが条件となります。資料5ページ、10ページは現在のサカキの発育状況です。

サカキの収穫は定植後6年目からとなっており、現在は5年目のため収穫はありませんが、毎年2月にいただく定期報告などから順調に生育していることを確認しています。

資料12ページ、13ページをご覧ください。こちらは申請者が所有している農地です。こちらの農地は令和3年1月に今回の申請と同様に営農型太陽光発電施設を設置し、パネルの下部の農地でサカキを栽培する計画で、3年以内の一時転用の許可を得ており、パネルの設置は完了しています。

パネル下部以外の農地においては、ミカンの木を植えると聞いておりましたが、今回現地を確認したところ、パネル下部以外の土地に一部砂利が敷かれており、その他の部分においては長年手入れがされていないことにより硬化し地盤が固くなってしまい、農地として判断できない状態になっておりました。

農地法の許可基準に転用事業者には違反転用がある場合には信用があると認められず農地転用の許可ができません。

そこで、申請者に農地にするよう指導した結果、資料12ページ、13ページの写真の状態となりました。

資料11ページのとおり、当地を適切に農地として管理するための誓約書を提出いただきました。

実施計画として9月に植穴及び施肥を行う、ということで、現在は耕起し植穴し施肥が行われている状態であり、苗木を購入後定植する計画となっています。

実行したときには報告をいただくこと、次回の更新の時に再び農地として適切に管理されていない場合は許可ができないことを説明しました。

事務局からの説明は以上となります。」

○議長 「それではここで、申請者の方に入室していただきます。」

(申請者、入室)

○議長 「申請者より、営農計画等についてご説明願います。」

○申請者 「〇〇から来ました〇〇〇〇と申します。よろしくお願ひします。
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇においてソーラーシェアリングを
行っています。

〇〇〇〇についてはサカキを平成29年10月に定植し、現在の
生育状況として、2mから2.5mが20%、1.5mから2mが2
0%、1mから1.5mが40%、それ以下が20%となっていま
す。

成長にばらつきがある理由は、当地の水回りがいまいち良くないこ
とや定植から2年ほど経過した頃に根の部分の形成層を食い荒らす
害虫が湧いたことによると考えています。

害虫については複数の薬剤を試すことで、現在は被害がなくなっ
ています。

サカキの順調な育成を目指し、排水や肥料に関して継続して注力し
ていきます。

令和5年10月から出荷を予定していますが、樹高が2mを超える
ものから、初年度目標の21kgという出荷量を十分確保できると考
えています。

また、先日試験的にサカキを選定し、2社の業者へ出荷しました。
業者からは品質、量ともに問題ないとの回答を得ており、初年度目
標の達成は確信しています。

続いて、〇〇〇〇についてですが、こちらのサカキは平成30年
10月に定植し、2mから2.5mが40%、1.5mから2mが4
0%、1mから1.5mが20%となっています。

こちらの圃場は近隣と比較しても非常に良い農地となっており、サ
カキの育成も順調に進んでいます。

ただし、こちらの土地も過去に形成層を食い荒らす害虫が発生して
おり、2割ほどのサカキの成長が遅れている状態です。

最後に、〇〇〇〇に関してですが、営農型太陽光発電施設設置場所
以外の部分について、果樹を定植する予定でおりますが、個人的な

要因により植樹が遅れていることについて、お詫び申し上げます。
私からは以上になります。」

○議 長 「それでは、申請者に対しまして、何かご質問・ご意見はございませんか。」

○委 員 (質問なし)

○議 長 「それでは、申請者には、ここで退室していただきます。
本日はありがとうございました。」

(申請者、退室)

○議 長 「審議に入ります前に、ここでご検討いただく時間を5分ほどとらせて
いただきたいと思います。」

(時間経過)

○議 長 「先ほどの議案第30号の内、番号5番及び番号6番について、ご質
問・ご意見はございませんか。」

○委 員 (質問なし)

○議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第30号の内、番号5番及び番号6番について、許可相当とし
て意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委 員 (挙手、多数)

○議 長 「賛成、多数ですので、議案第30号の内、番号5番及び番号6番に
ついては、許可相当として意見を決定いたします。」

○議 長 「次に、議案第30号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に
対する意見について」の内、番号7番を議題といたします。
事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号7番について、申請人は申請地を造園業資材置場として使用したいとの申請です。
No.7と書かれた地図をご覧ください。
申請地は、〇〇〇〇に位置し、四方が宅地に囲まれた宅地が連たんしている区域のため、原則転用可能な第3種農地に分類されます。
申請地はすでに造成されているため、追認での許可となります。
申請地の北側は宅地、東側・南西側は道路となっており周囲の営農に支障のない状態となっています。」

○議 長 「ただいまの説明について、何かご質問・ご意見はございませんか？」

○委 員 (質問、意見なし)

○議 長 「それでは、採決いたします。議案第30号の内、番号7番について、許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委 員 (挙手、多数)

○議 長 「賛成、多数ですので、議案第30号の内、番号7番については、許可相当として意見を決定いたします。」

第4 議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議 長 「議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」、番号15番から番号22番を議題といたします。
事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号15番 について、転用事業者は申請地を取得して、飲食業の駐車場として使用したいとの申請です。
No.15と書かれた地図をご覧ください。
申請地は〇〇〇〇に位置し、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され、農地法第5条第2項第2号、申請に係る農地等に代

えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側は畑、南側・東側は道路、西側は水路となっており、周囲にはコンクリート擁壁を設け周囲の営農に支障をきたさないことを条件とします。

番号16番について、転用事業者は父の所有する申請地を借りて、分家住宅を建築したいとの申請です。

No.16と書かれた地図をご覧ください。

申請地は〇〇〇〇に位置し、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものの』規定を準用して許可相当となるものです。申請地の北側は道路、東側は畑、南側は宅地及び畑、西側は宅地となっており、周囲にはコンクリート擁壁を設け周囲の営農に支障をきたさないことを条件とします。

番号17番について、転用事業者は父の所有する申請地を借りて、西側の宅地の部分と一体的に利用し、分家住宅を建築したいとの申請です。

No.17と書かれた地図をご覧ください。

申請地は〇〇〇〇に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある第1種農地となり原則不許可の農地となりますが、不許可の例外規定である『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものの』の規定を適用して許可相当となるものです。申請地の北側は水路、西側は宅地、南側は道路、東側は田となっています。周囲にはコンクリートブロックを設け、周囲の営農に支障をきたさないことを条件とします。

番号18番について、転用事業者は祖父の所有する申請地を借りて、分家住宅を建築したいとの申請です。

No.18と書かれた地図をご覧ください。

申請地は〇〇〇〇に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある第1種農地となり原則不許可の農地となりますが、不許可の例外規定である『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものの』の規定を適用して許可相当となるものです。申請地の北側は道路、西側は水路、南側は田、東側は道路となっ

ています。周囲にはコンクリートブロックを設け、周囲の営農に支障をきたさないことを条件とします。

番号19番について、転用事業者は申請地を取得して一般個人住宅の駐車場として使用したいとの申請です。

No.19と書かれた地図をご覧ください。

申請地は〇〇〇〇に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある第1種農地となり原則不許可の農地となりますが、不許可の例外規定である『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側は水路、西側は田、東側・南側は宅地となっています。周囲には既存の柵板があり周囲の営農に支障をきたさないことを条件とします。

番号20番から22番については、関連した案件のためまとめて説明させていただきます。

転用事業者は申請地を借りて、新幹線の大規模工事に伴う工事車両進入路及び資材置場として11月1日から令和5年12月31日までの期間、一時的に利用したいとの申請です。

利用後は農地へ戻した後所有者へ返還する旨を誓約書にて確認しています。

No.20. 21. 22と書かれた地図をご覧ください。

申請地は〇〇〇〇に位置し、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され、農地法第5条第2項第2号、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側は道路、東側は宅地、南側は雑種地、西側は畑となっており、周囲の営農に支障をきたさないことを条件とします。

以上8件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問・ご意見はございませんか？」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第31号について許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願い

します。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第31号については、許可相当として意見を決定いたします。」

第5 議案第32号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

○議長 「議案32号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、番号548番を議題といたしますが、○番・○委員に関係する事項がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、○○委員にはここで退席していただきます。」

(○○委員退室)

「それでは、事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号548番については、○○○○が合計面積4,436㎡について、使用貸借にて利用権設定をするものです。以上1件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第32号、番号548番について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成、多数ですので、議案第32号、番号548番については、異議がないものとして意見を決定いたします。」

それではここで、〇〇委員の除斥を解きます。」

(〇〇委員入室)

第6 報告第22号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第7 報告第23号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第8 報告第24号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

○議長 「報告第22号「農地法第3条の3の規定による届出報告について」、報告第23号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について」、報告第24号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について」を併せて事務局より報告願います。」

○局長補佐 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会議時間の短縮を図るため、説明は省略させていただきたい旨述べる。
あっせん希望の農地1件を委員へ紹介する。

○議長 本日の議事が全て終了した旨を述べ、会議の閉会を宣言する。